

自治体の取り組み

技術力を評価する 入札契約制度を目指して

山形県土木部建設企画課 建設技術主幹 すずき 鈴木 まさのり 正典

1. はじめに

ここ山形においても、公共事業を取り巻く環境は厳しい。まだまだ立ち遅れている社会資本整備に多くの課題を抱え、「明日の活力ある山形」を目指す行財政改革の中、財源不足による事業費の減少に、談合疑惑など県民に不信を与える事件等の発生が追い討ちをかけている。

当県の建設産業に係る諸課題について提言をいただくため、産学官による「山形県建設産業懇話会」を立ち上げ、進むべき方向性について、平成15年12月に提言をいただいた。

この提言では、建設業が抱える需給バランスの不均衡の中で、失業者を出さずに健全な企業が生き残るための基本的対応策として、今後「①技術と経営に優れた企業が生き残れる環境の整備、②

企業経営の多角化と雇用の安定」が必要であると提言している。県ではこれを受け、「山形県建設産業振興アクションプログラム」を平成16年5月に策定した。

具体的には、技術力を評価する入札契約制度の改革および、新分野進出・新市場開拓に対する支援等を行動計画として公表している。

今回、技術力を評価する入札契約制度の改革として、『総合評価落札方式の試行』と『低入札価格調査制度の厳格な運用』等の取り組みについて紹介したい。

2. 山形県入札契約制度（建設工事）概要

当県の制度の特徴は、一般競争入札（条件付）の拡大にあると考えている。平成13年1月、本県最上地域における農業土木工事について、いわゆ

表 1 設計金額と入札方式・地域要件 (平成17年2月現在)

設計金額	入札方式	入札参加者の地域要件
24億3千万円以上	一般競争入札（WTO 協定対象工事）	—
4千万円以上～24億3千万円未満	一般競争入札（条件付）	・ 1億円以上は、県内全域 ・ 4千万円以上は、4総合支庁管内 ・ 4千万円未満は、7庁舎管内
1千万円以上～4千万円未満	一般競争入札（条件付）または指名競争入札	
1千万円未満	指名競争入札（概ね12名程度指名）	

なお、1千万円以上～4千万円未満についても、一般競争入札（条件付）を基本とし、舗装、法面、造園工事等必要とする場合は指名競争入札としている。地域要件は、最小範囲を示し、必要ある場合は拡大し競争性を確保する。

る官製談合も含む談合疑惑で、県出先事務所等が公正取引委員会の立ち入り検査を受けている。結局、県側の関与は認められなかったものの入札契約制度の改革が急務となり、現在の一般競争入札（条件付）の拡大につながっている。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の平成13年4月からの施行もあって、予定価格の事前公表（積算内訳書の提出）、低入札価格調査制度の拡大（2億円～4千万円）、各種入札情報の公表等に取り組み、その後も透明性・競争性・適正な施工の確保等を目指している。

3. 総合評価落札方式の試行

(1) 山形県の試行概要

当県では、平成15年度からPFI方式による県営住宅建替事業において、総合評価落札方式を採用しているが、通常の事業での総合評価落札方式は、平成16年度からの試行となっている。

価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とするこの方式は、基本的に、国土交通省の通達や手引き・事例集を踏襲している。

当県の特徴は、①評価方法を除算方式だけでなく加算方式も選択的に、②学識経験者2人の人選（大学教授と国の経験者）と意見聴取の運営（工事ごとに検討会議を公告と入札前に開催）、③履

行できなかった場合の契約金減額および工事成績減点の実施、④公告から入札までの短縮（標準：国79日を35日程度に）等を盛り込んだことで、できるだけ試行件数を増やしスピーディーに行いたいと考えている。

(2) 総合評価落札方式・導入への期待

- ① 入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争が促進される。
- ② 技術提案により価格のみでなく、騒音の低減、交通規制の短縮など工事周辺の住民や施設利用者の満足度を向上させる。
- ③ 技術競争によりライフサイクルを含めた品質の向上や民間の技術開発の促進に寄与する。
- ④ 技術力のある企業が優位性を持つことから、優れた企業の生き残りに貢献する。

(3) 平成16年度の試行状況

試行件数は一般競争入札（条件付）の5件。いずれも標準点（価格点）100点に対して加算点（技術点）10点、総合評価管理費なしの試行事例で、入札済み工事は表2のとおり。

(4) 試行結果と今後の課題

入札を終えた4件とも最低価格による入札者が落札者となったが、いずれも技術提案をしており提案なしでは逆転していた。延べ参加業者42社のうち1社を除く41社が、それぞれ創意工夫に努め提案をするなど意欲的だった。地元業者に技術提案の場を提供でき、われわれ発注者においても、技術提案の検討作業等で技術力の向上につなが

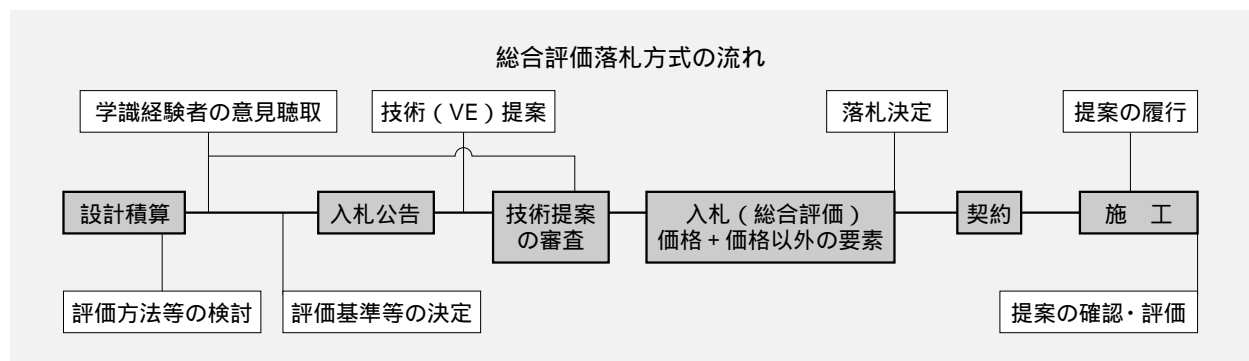


表 2

	①	②	③	④
工事名	平成16年度緊急地方道路整備事業街路改築 3・4・6大福田上西山線 三本橋下部工工事	平成16年度緊急地方道路整備事業B(一般) 一般県道久保桜線 大橋架替(下部工)工事	平成16年度最上川下流域下水道事業(庄内処理区) 酒田幹線 管渠施設工事(第20工区)	平成16年度地方特定道路整備事業(道路改良) 主要地方道山形天童線道路改良工事
予定価格	117,500千円	194,000千円	155,299千円	62,720千円
総合評価を行う事由	現道にかかる橋梁の架替工事で、迂回路・仮橋を設置し、現橋の取壊し新設を行う。 第一種住居地域で、交通量も多く小中学校の通学路である。	現橋上流の河川に橋梁下部工を構築する。 工事区域に通ずる現道・現橋は通学路であるが幅員狭小で歩道も少なく、通勤車や付近の工場等の大型車の交通が多い。	第一種中高層住居専用地域の現道下に下水管渠設置する工事。 過去に騒音の苦情が寄せられた地区で、新たなBP開通によりますます静寂な環境。現道幅員も狭小である。	県立中央病院付近の4車線道路の分離帯および歩道の植栽工事。 国道13号を補完する路線として約20,000台の交通量があり車線規制による交通渋滞が予想される。
公告日	H16.9.6	H16.9.27	H16.10.14	H16.10.19
評価項目	・騒音低減 ・振動低減 ・地域の安全	・交通渋滞低減 ・交通弱者の安全 ・環境配慮	・騒音低減 ・交通規制期間短縮 ・歩行者・自転車の安全	・路上作業期間の短縮
算定手法	除算方式(判定方式による標準加算点型)	除算方式(判定方式による標準加算点型)	除算方式(判定方式および数値方式による標準加算点型)	除算方式(数値方式による標準加算点型)
入札日	H16.10.19	H16.10.29	H16.11.18	H16.12.2
参加業者数	11社	12社	13社	6社
なお、5件目は砂防事業。評価項目は環境の維持(生態系への負荷低減)で、入札は3月末の予定。				

ていると確信している。現在この参加者42社に試行での感想、改善点等をアンケート調査しており、その結果にもよるが、今後の課題としては、

- ① 発注者側および受注者側に、本方式の制度、運用等について周知・啓蒙を図り、試行を拡大する。
- ② 受注者の技術力・提案力の向上とともに、発注者として、この技術提案を適正に評価する能力が求められる。
- ③ 受注者の技術提案が優れたものになるほど、発注者が作る標準案や予定価格の意義が重要で、発注者としての説明責任が重くなる。
- ④ 学識経験者の意見聴取や入札参加希望者の技術提案等に係る日数確保のため、入札までの手続きが2～3週間程度長くなり、工程的に余裕が必要である。
- ⑤ 本方式およびその評価手法等は、試行の段階

であり、今後とも運用の改善等に取り組む。と考えており、加算点の重みを増やしたり、総合評価管理費計上型の検討も必要である。

4. 低入札価格調査制度の厳格な運用

山形県においては、設計金額が4千万円以上の工事について低入札価格調査制度を導入している。低入札価格調査の発生率は年々増加し、土木部発注工事では平成15年度約8%の発生率が、平成16年度には約15%に増えている。

また、平成15年度からは、低入札価格調査対象工事の終了後に、工事コスト調査を実施しており、その結果、約4割程度の工事で採算割れ(一般管理費がマイナスで本社からの持ち出し)になっていることが判明している。

低入札案件は、一般的に、手抜き工事や下請業者に対するしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の発生が懸念される。当県では、低入札価格調査制度における強化策として、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とし、判断指針を策定し、発注者、入札者双方の統一ルールとして公表することにした。

判断指針の特徴は、①会社として履行できるか、申し込みした入札価格で当該工事を履行できるか、②入札価格の範囲内で、必要な経費が計上され適正な施工が確保できるか、の証明を入札者に義務付け、証明できない場合は履行されないおそれがあると判断するというルールである。

落札者とし、ない【判断指針】

- (1) 対象者が調査に応じないとき又は履行確認等調査票を期限までに提出しないとき
- (2) 対象者に契約の意思がないことを確認したとき
- (3) 対象者が入札金額の範囲内で適正な施工が確保できることを証明できないとき
- (4) 当該工事の施工に必要な経費が入札金額を超えるとき
- (5) その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき

履行確認等調査票を5日以内に提出したか、必要な経費が計上されているか、計上された経費が妥当な金額か、計上された経費に根拠があるかなど聴き取りと証明書類で確認し、入札者が明確な

根拠を示せない場合は失格とする。

この判断指針は、国の低入札対策に準じた技術者増員要件とともに、平成17年1月から公告される入札に適用し、低入札価格調査制度の厳格な運用を通して不良不適格業者の排除、適正な施工の確保等を目指している。

なお、業務委託についても、700万円以上を対象に同様に低入札価格調査制度を実施している。

5. おわりに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律案」が議論されている今日、ますます価格だけの競争から価格と品質の総合的競争への転換、具体的には技術提案による技術力の競争が求められている。

当県では、総合評価落札方式の拡大および低入札対策以外に、建設工事入札参加資格審査に係る主観点数に工事成績の反映拡大、優良工事知事顕彰の加点、VE提案への加点等を行っている。

一般競争入札（条件付）工事等に、工事成績、施工実績、技術者実績要件等を採用拡大し、業務委託では、プロポーザル方式の試行件数を拡大するなど、技術力を評価する入札契約制度を活用し、公共事業を取り巻く環境の改善、そして品質の確保等に努めたいと考えている。

（取り組みの要綱等は当県のホームページ 組織別ページ 土木部 建設企画課をご覧ください。）